

現在法律上の義務規定のない店舗等（焼肉屋、レストラン、肉屋等）において生食用食肉（全ての食肉及び内臓を含む。）を販売する場合の表示

表示基準により義務化すべき表示事項

これまで、消費者等に対する注意喚起としては、「飲食店における腸管出血性大腸菌食中毒対策について」（平成 19 年 5 月 14 日付け食安監発第 0514001 号。各都道府県・各保健所設置市・各特別区衛生主管部（局）長あて厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長通知）において、「4 消費者等への注意喚起」の中で「高齢者、若齢者のほか抵抗力の弱い者は生肉等を食べたり食べさせたりしないこと。」について、自治体を通じて消費者等に対する注意喚起を行っているが、法律上における規定はない。

表示基準により義務化すべき表示事項としては、消費者保護の観点から、消費者等に対する注意喚起として、店舗等（焼肉屋、レストラン、肉屋等）での販売時に陳列場所又はその店舗の見やすい箇所に、以下の表示事項を法律上規定することが必要。（資料 3 - 2）

店舗等における生食用食肉（全ての食肉及び内臓を含む。）の表示事項（案）

- ・ 一般的に食肉の生食は食中毒に対するリスクがある旨
- ・ 子どもやお年寄り、抵抗力の弱い方は食肉を生食することは控えるべき旨

< 参考 >

店舗等における表示に係る他法令の例（参考資料 6）

店舗等における表示を義務付けしている法令の例としては、以下の法令がある。

(1) 「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」

当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない（要旨）。

(2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」

十八歳未満の者がその営業所に立ち入ってはならない旨を営業所の入り口に表示しなければならない（要旨）。

(3) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」

酒類の陳列場所の見やすい箇所に、「酒類の売場である」又は「酒類の陳列場所である」旨及び「20 歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨を表示するものとする（要旨）。